

令和 8 年度観光 2 次交通結節点整備（北谷ゲートウェイ）基本構想策定業務 企画提案応募要領

1 委託事業名

令和 8 年度観光 2 次交通結節点機能強化事業

2 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3 事業の目的

沖縄県では、多様な交通手段が選択でき、誰もが快適に沖縄観光を楽しめるよう観光 2 次交通の機能強化を図るため、「第 6 次沖縄県観光振興基本計画」及び「沖縄県地域公共交通計画」において、主要な観光地である北谷町を観光 2 次交通結節点と位置付け、令和 6 年 7 月から観光 2 次交通結節点「北谷ゲートウェイ」を北谷町美浜駐車場に実証的に設置し、交通広場としての運用を行うとともに、那覇空港や北部エリアへの直行バス等の運行を通じて、観光客の移動利便性の向上を図ってきた。

本業務は、令和 6 年度から実施している「観光 2 次交通結節点機能強化事業」の実証効果を検証する。その上で、将来あるべき姿、必要機能、施設規模を整理するとともに、本格運用に向けた基本構想（整備方針）および基本計画を検討するものである。

本基本計画を策定することで、誰もが快適に沖縄観光を楽しめる交通体系の構築を図り人々が安心快適に暮らせるよう地域交通と連携したまちづくりを目指す。

なお、令和 8 年度は、観光 2 次交通結節点「北谷ゲートウェイ」の本格運用に向けた「基本構想（整備方針）案」を策定する。

4 企画提案の内容

別添「令和 8 年度観光 2 次交通結節点整備（北谷ゲートウェイ）基本構想策定業務企画提案仕様書」のとおり

5 提案上限額

14,408,000 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

6 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 県内に本店又は支店を有する法人であること。ただし、共同体等による提案の場合は、うち一者以上が該当していれば要件を満たすものとする。
- (5) 本事業を遂行するにあたり、沖縄県内における路線バス(那覇空港からのリムジンバス等を含む)の運行状況や課題のほか、北谷町で実施している観光2次交通結節点実証事業等の県の施策等を十分理解し、本県における公共交通利用促進、交通拠点または交通結節機能に関して調査・分析、整備計画等を検討する業務の受託経験を有している企業・団体であること。
- また、配置予定者については、技術士(建設部門[都市及び地方計画])の資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置(担当技術者は少なくとも1名配置)すること。
- (6) 契約の主たる部分(*1)を受託者が自ら履行可能であること。
- (7) 今回の委託に際して、正副2名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(4)～(7)の要件を満たす者であること。
- (*1) 契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の50%を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

7 応募の手続き

(1) 参加申込

申込期間：令和8年8月4日(火)～令和8年8月19日(水)12:00

提出書類：応募申請書【様式1】

提出方法：持参、郵送またはEメール

- * 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
- * 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと

(2) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問票【様式 10】を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）17 時（厳守）

イ 提出先 沖縄県企画部交通戦略推進課

ウ 電子メールアドレス aa015407@pref.okinawa.lg.jp

※質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 12 日（水）17 時までに沖縄県交通戦略推進課ホームページに掲載する

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和 8 年 8 月 19 日（水）12 時（必着）

イ 提出先 沖縄県企画部交通戦略推進課 都市交通推進班
〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階
電話番号 098-894-2616

- ウ 提出部数 ○応募申請書等（様式 1～9） 8 部（正本 1 部、副本（複写） 7 部）
- * 様式 1～9 の書類は、原則として A 4 版縦置き・横書き、長辺綴りとし、フラットファイルで提出すること。
 - * 様式 2 企画提案書については、書式、枚数等は自由とするが、必ずページ番号を付すこと。
 - * その他の資料を提出する場合も、上記と同様とする。
- 添付資料（8 (10)～(11)） 1 部

8 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書……………【様式 1】
- (2) 企画提案書……………【様式 2】
- (3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等）……………【様式 3】
- (4) 積算書……………【様式 4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

- ①直接人件費等（「企画提案仕様書 5 業務内容」の項目毎に工数、単価等を記載）
- ②直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料および賃借料、再委託費、その他必要と認められる経費）
- ③その他原価（その他原価＝（直接人件費）× α ／（1- α ））
- ④一般管理費等（一般管理費等＝（業務原価）× β ／（1- α ））

※ α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、

35%とする。

※βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤消費税

(注) 消費税相当額(単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

(5) スケジュール表 【様式5】

(6) 執行体制…………… 【様式6】

(7) 実績書…………… 【様式7】

(8) 誓約書…………… 【様式8】

(9) 共同企業体構成書(共同企業体の場合) …… 【様式9】

※企業共同体協定書の写しも添付すること。

(10) 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

(11) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

9 選考方法

(1) 第一次審査(資格審査)

応募のあった者について、上記6に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が4者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電子メールにより通知する。

結果通知日：令和8年8月21日(金)までに通知予定

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ プレゼンテーションは、令和8年8月24日(月)を予定している。

※プレゼンテーションを行う時間帯等については、後日連絡する。

10 委託契約について

委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、委託先の企画提案書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。よって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階

沖縄県企画部交通戦略推進課 担当：平賀

電話：098-894-2616

E-mail：aa015407@pref.okinawa.lg.jp